

鴻福第1849号
平成29年10月6日

各社会福祉法人代表者 様

鴻巣市福祉こども部長

社会福祉法人等における寄附の取扱いについて（通知）

社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、埼玉県では所管する社会福祉法人に対して、以下に該当する金品の寄附を受けた場合は「社会福祉施設における寄附の取扱いについて（通知）」（平成29年4月20日付社福第95号、埼玉県健康福祉部長通知）により、報告を求めています。

本市におきましても、埼玉県の通知に則しまして以下に該当する金品の寄附を受けた場合は、担当までご報告いただきますようお願い申し上げます。

記

【報告対象となる寄附】

(1) 1件100万円相当額以上の寄附

(2) 同じ寄附者から会計年度に受け入れた寄附の合計が、100万円相当額以上となる寄附

※(1)の場合はその都度、(2)の場合は会計年度終了後に報告をしてください。

※報告様式は別添のとおり。また鴻巣市ホームページにも掲載いたします。

担当 鴻巣市福祉課社会福祉担当
048-541-1334（直通）